

日 時

🕒 2021年6月24日（木曜日）午前10時

場 所

🏢 大阪市西区西本町一丁目4番1号
オリックス本町ビル3階 会議室2
(末尾の「総会会場のご案内」をご参照ください。)

決 議 事 項

- 👤 第1号議案：取締役（監査等委員である取締役を除く。）
4名選任の件
- 第2号議案：監査等委員である取締役1名選任の件
- 第3号議案：取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する
業績連動型株式報酬等の額及び内容改定の件

書面またはインターネットによる議決権行使期限
2021年6月23日（水曜日）午後5時45分まで

第25回 定時株主総会 招集ご通知

For the best life



目 次

招集ご通知	2
株主総会参考書類	6
事業報告（提供書面）	15
連結計算書類	33
計算書類	36
監査報告	39

新型コロナウイルスによる感染症が広がっております。株主総会へのご出席に際しましては、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用など感染防止にご配慮いただきますようお願い申し上げます。

株主総会会場においては、感染防止のための措置を講じる場合がありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

また、株主総会にご出席の株主様へのお土産はとりやめとさせていただきます。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。



経営理念

Vision

私たちは、住まいづくりのプロとして、お客様のウォンツを満たし
「快適空間の創造」と「退屈しない人生の提案」により
顧客満足のさらなる向上を図る

上記の経営理念を具現化するため、私たちは家を単なる“住むための器”ではなく、“住む方の人生を演じる舞台”
ととらえ、あらゆるお客様の住生活の顕在化している要求（ニーズ）だけではなく、ウォンツに対しても“プロとして”
の提案を行うと同時に、より高いレベルで、いつまでも満足していただけるよう事業展開を図っております。また、地
球環境を守り、人々の住生活の安心・安全をお届けすることで、社会に貢献する会社でありたいと願っております。



経営指針

Mission

「For the best life」
～お客様のオンリーワンを目指して～

お客様のライフサイクルやさまざまなライフステージにおける如何なる住まい方に対しても、“お客様だけのオンリー
ワン”の暮らしを実現します。また一度顧客となったお客様に対し、当社の持つネットワーク、顧客管理システムにより
“住生活の一生のパートナー”としての役割を果たしてゆきます。お客様の「For the best life」を実現するために
“ソフト・サービス”を含めた「暮らし」を提案する企業への進化を加速してまいります。



事業コンセプト

Value

「エコ&セーフティ」
～光熱費&CO₂ゼロの実現と「坪単価から年単価へ」の発想の転換～

地球温暖化対策、少子高齢化という日本が直面する課題に対し、これまでの当社の取り組みを活かし、他社に先駆
け、一步先を行く取り組みを実施します。環境面（エコ）では、光熱費とCO₂ゼロを実現し、安心・安全（セーフティ）
では、創業以来培ってきたどこにも負けない構造の強さと耐久性を進化させます。更にこれらの技術を株主様との総
合力で発展させてまいります。また住宅の高い品質を従来の“坪単価”ではなく“年単価”という発想でお客様に伝
え、より良いものを長く、大切に使用していただくことで、価格メリットも高く、資産価値の高い住宅を創ってまいります。

株 主 各 位

大 阪 市 西 区 西 本 町 一 丁 目 4 番 1 号
サンヨーホームズ株式会社
代表取締役社長 松 岡 久 志

第25回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第25回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への感染が懸念される状況が続いておりますので、本総会につきましても適切な感染防止策を実施の上、開催させていただきます。なお、株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、株主総会直前の感染状況等もご考慮いただき、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、書面（郵送）またはインターネットの活用による議決権の行使にご協力をお願い申し上げます。

〔書面（郵送）による議決権の行使〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示のうえ、行使期限に到着するように、ご送付ください。

〔スマート行使による議決権の行使〕

5ページに記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取り画面の案内にしたがって、行使期限までに賛否をご入力ください。

〔インターネットによる議決権の行使〕

5ページに記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスいただき、画面の案内にしたがって、行使期限までに賛否をご入力ください。

敬 具

記

- | | |
|--------|--|
| 1. 日 時 | 2021年6月24日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 大阪市西区西本町一丁目4番1号
オリックス本町ビル 3階 会議室2
（末尾の「総会会場のご案内」をご参照ください。） |

3. 目的事項

報告事項

1. 第25期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに、会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第25期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額および内容改定の件

以 上

-
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.sanyohomes.co.jp/>）に掲載させていただきます。
 - ・法令および当社定款第15条の規定に基づき、次の事項につきましてはインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.sanyohomes.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

- ①事業報告の「5. 業務の適正を確保するための体制」
「6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況」
- ②連結計算書類の連結注記表
- ③計算書類の個別注記表

したがいまして、本招集ご通知提供書面は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2021年6月24日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年6月23日（水曜日）
午後5時45分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月23日（水曜日）
午後5時45分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権行使回数 XX 回

御中

×××年 ×月×日

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案
賛否表示欄	○	○	○

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

○○○○○○○

※議決権行使書はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- ⇒ 全員賛成の場合 : 「賛」の欄に○印
- ⇒ 全員反対の場合 : 「否」の欄に○印
- ⇒ 一部の候補者に反対される場合 : 「賛」の欄に○印をし、反対される候補者の番号をご記入ください。

第2号議案・第3号議案

- ⇒ 賛成の場合 : 「賛」の欄に○印
- ⇒ 反対の場合 : 「否」の欄に○印

※当日ご出席の場合は、議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

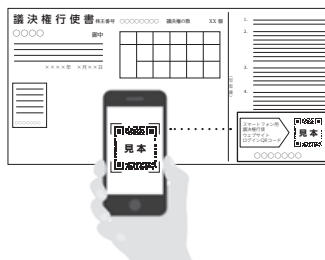
書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

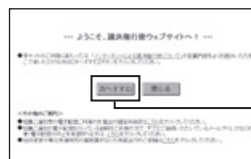
インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

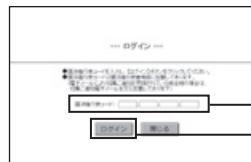
<https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 9:00～21:00）

第1号議案

取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じです。)5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。取締役会において、より機動的に意思決定が行えるように取締役を1名減員し、取締役4名の選任をお願いするものであります。

当社は企業理念、持続的成長並びに企業価値の向上を実現するため当社の取締役として相応しい豊富な経験と高い能力・見識、高度な専門性を有する人物を取締役候補者として指名しております。

なお、取締役候補者の選任につきましては、社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえたうえで公正かつ適切に決定しており、監査等委員会においても妥当と判断されております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位	
1	たなか やすすけ 田 中 康 典	取締役会長	再 任
2	まつおか ひさし 松 岡 久 志	代表取締役社長 社長執行役員	再 任
3	みやま まさと 美 山 正 人	取締役副社長執行役員	再 任
4	ふくい こうじ 福 井 江 治	取締役専務執行役員	再 任

再 任 再任取締役候補者

候補者番号 氏 名 (生年月日)
 1. 田 中 康 典 (1940年1月31日)

□略歴、当社における地位及び担当

2002年 4月 当社代表取締役会長
 2006年 3月 当社代表取締役会長 兼 社長
 2009年 4月 当社代表取締役会長 兼 社長
 会長 兼 社長執行役員
 2015年 6月 当社代表取締役会長 兼 CEO
 2018年 6月 当社代表取締役会長
 2020年 4月 当社取締役会長（現任）

□所有する当社の株式数 23,700株

□選任の理由

長年にわたる経営経験により、グループ全体の成長戦略とコーポレートガバナンスの向上に大きな成果を挙げてまいりました。経営に関する豊富な知見と能力は当社の経営に欠かせないと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 氏 名 (生年月日)
 2. 松 岡 久 志 (1963年10月4日)

□略歴、当社における地位及び担当

2006年 6月 当社取締役
 2009年 4月 当社取締役常務執行役員
 2010年 4月 当社取締役専務執行役員
 2012年 4月 当社取締役副社長執行役員
 2015年 6月 当社取締役副社長執行役員 兼 社長補佐
 2016年 3月 当社取締役副社長執行役員 兼
 社長補佐 兼 マンション事業責任者
 2017年 4月 当社代表取締役社長 兼 COO 兼
 マンション事業責任者
 2018年 4月 当社代表取締役社長 兼 COO
 2018年 6月 当社代表取締役副会長執行役員
 2020年 4月 当社代表取締役社長 社長執行役員 兼
 マンション事業本部長（現任）

□所有する当社の株式数 8,000株

□選任の理由

マンション事業のみならず住宅事業含め全社的な業務推進の先頭に立ち、リーダーシップを遺憾なく発揮しており、今後の当社の経営に欠かせないと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 氏名 (生年月日)
3. 美山正人 (1959年3月18日)

□略歴、当社における地位及び担当

2005年 6月 当社取締役
 2006年 3月 当社常務取締役
 2009年 4月 当社取締役常務執行役員
 2010年 4月 当社取締役専務執行役員
 2015年 6月 当社取締役専務執行役員 兼 社長補佐
 2016年 3月 当社取締役専務執行役員 兼 戸建事業責任者
 2016年 6月 当社専務執行役員 兼 戸建事業責任者
 2017年 6月 当社取締役副社長執行役員 兼 CMO 兼 戸建事業責任者
 2018年 4月 当社取締役副社長執行役員
 2021年 4月 当社取締役副社長執行役員 兼 戸建・リニューアル流通事業担当（現任）

□所有する当社の株式数 8,400株

□選任の理由

住宅事業全般にわたる豊富な知見と経験を有すると共に、営業の第一線での実績にも富み、今後の当社住宅事業の要として欠かせないと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 氏名 (生年月日)
4. 福井江治 (1965年1月12日)

□略歴、当社における地位及び担当

2012年 4月 当社執行役員
 2017年 4月 当社常務執行役員
 2018年 6月 当社取締役常務執行役員
 2020年 4月 当社取締役専務執行役員（現任）

□重要な兼職の状況

サンヨーリフォーム株式会社
 監査役
 サンヨーホームズコミュニティ株式会社
 監査役
 サンヨーアーキテック株式会社
 監査役

□所有する当社の株式数 600株

□選任の理由

管理部門全般にわたる豊富な知見と経験を有し、企業会計・税務等にも明るく、内部統制にも精通しており、当社の経営の要として欠かせないと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社の株式数には、役員持株会における持分を含んでおりません。
3. 当社は、各候補者との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、各取締役候補者の選任が承認されますと当社は各氏と引き続き同契約を締結予定であります。当該契約の内容の概要は、事業報告の26頁に記載のとおりです。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の26頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、各氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役三和正明氏および高山和則氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

本議案が承認可決されますと、監査等委員である取締役は1名減員の3名体制となりますが、内部監査部門との連携等を含む当社の監査体制の現況に鑑み、監査の実効性は引き続き確保できると判断しております。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

氏 名 (生年月日)
たか やま かず のり
高 山 和 則 (1970年10月30日)

□略歴、当社における地位及び担当

1993年10月 中央新光監査法人入所
2004年11月 高山公認会計士事務所所長（現任）
2008年 3月 A&Fコンサルティング株式会社
代表取締役（現任）
2012年 6月 当社監査役
2015年 6月 当社監査等委員である取締役（現任）

□重要な兼職の状況

タビオ株式会社監査役

□所有する当社の株式数 3,100株

□選任の理由及び期待される役割

公認会計士、税理士として企業会計に精通し、また企業経営者の経験を有しております。これらのことから、当社グループのコーポレートガバナンス向上のための助言をいただけることを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役として適任と判断いたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 高山和則氏は、社外取締役候補者であります。
3. 高山和則氏は当社の監査等委員である取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
4. 当社は、高山和則氏との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。高山和則氏が監査等委員である取締役に再任された場合、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、高山和則氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、高山和則氏の選任が承認されますと当社は、同氏と引き続き同契約を締結予定であります。当該契約の内容の概要は、事業報告の26頁に記載のとおりです。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の26頁に記載のとおりです。高山和則氏の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。
7. 所有する当社の株式数には、役員持株会における持分を含んでおりません。
8. 当社は、高山和則氏を東京証券取引所が定める独立役員として、同取引所に対して届け出ておりますが、高山和則氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員として届け出る予定であります。

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容改定の件

1. 提案の理由及び当該報酬制度を相当とする理由

当社は、2016年6月28日開催の第20回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。以下も同様です。）に対する株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入につきご承認いただき、現在まで本制度を運用しておりますが、株価上昇に伴う制度の見直しとして、本制度の内容を一部改定したうえで継続することについてご承認をお願いいたします。なお、その詳細につきましては、次頁2. の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本制度は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

具体的には、2017年6月28日開催の第21回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬の限度額（年額300百万円以内。但し、使用人兼務取締役の使用人部分は含みません。）とは別枠で、2022年3月末日で終了する事業年度から2026年3月末日で終了する事業年度までの期間（以下、「対象期間」といいます。ただし、次頁2.（2）のとおり対象期間の延長が行われる場合があります。）の間に在任する取締役に対して、変更後の本制度による株式報酬を支給するというものです。

本制度の目的は上記のとおりであり、当社は2021年2月5日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めているところ、その概要は事業報告の27頁に記載のとおりであります。本制度は当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合にも、当該方針を変更することは予定しておりませんので、本議案の内容は相当であると考えております。

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件が原案どおり承認可決されますと、本株主総会終結時点において、本制度の対象となる取締役は4名となります。

※本制度は、当社と委任契約を締結している執行役員に対しても導入しておりますが、本議案が原案どおり承認可決された場合、執行役員についても、取締役会決議により、本制度を一部変更のうえで継続する予定です。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

本制度の継続にあたり、従前の本制度の内容を一部変更いたしたく存じます。変更後の本制度に係る報酬等の額及び内容等は以下のとおりです。

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（設定済みです。以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役が付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

① 本制度の対象者	当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）
② 対象期間	2022年3月末日に終了する事業年度から2026年3月末日に終了する事業年度まで
③ ②の対象期間において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金185百万円
④ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり34,500ポイント
⑤ ポイント付与基準	役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与
⑥ ①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

(2) 当社が拠出する金銭の上限

当社は、信託の信託期間を延長するとともに、対象期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金185百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として追加信託することといたします。本信託は、当社が信託した金銭（前記のとおり当社が追加信託する金銭のほか、追加信託前から本信託に残存している金銭を含みます。）を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を5事業年度以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間をさらに延長し（当社が設定する本信託と

同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。)、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の事業年度数に金37百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記(3)のポイント付与及び当社株式の交付を継続します。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程（なお、既に制定済みのものを取締役会決議により改定することを予定しています。）に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり34,500ポイントを上限とします。

なお、ポイント付与についての算定方法は、以下のとおりです。

＜算定式＞ 役位別基礎ポイント×業績連動支給率

※業績連動支給率は、連結経常利益の目標達成率に応じて設定することとします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、次頁③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1ポイントあたりの当社株式数はかかる分割比率・併合比率等に応じて調整されるものとします。

③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役は、原則としてその退任時に所定の手続を行って本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、本信託から前頁②の当社株式の交付を受けます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

以 上

事業報告 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済は、前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響から社会生活や経済活動に大きな影響を及ぼし、先行きはこれまでに経験したことがない不透明な状況にあります。

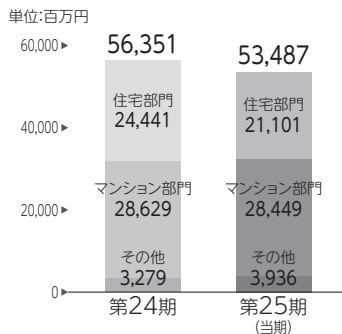
住宅業界におきましても、金融緩和政策による住宅ローンの低金利は継続しておりますが、展示場やモデルルームでの販売活動が制限される状況もあり、新型コロナウイルス感染症の長期化も見込まれ、先行き不透明な状況にあります。

このような状況の中、当社は「人と地球がよるこぶ住まい」をスローガンとし「エコ&セーフティ」な住まいづくりとお客様の暮らしに役立つ様々なご提案や社会のニーズに応える事業を通じて、企業価値の向上をめざしております。

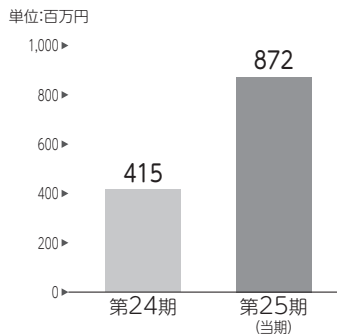
当連結会計年度においては、社会情勢の変化に対応し、2020年7月には「働く」と「暮らす」を両立させた独自のワークスタイル提案「ファミリーSOHO」を、10月には「ジャパン・レジリエンス・アワード(強靱化大賞) 2021」において「優秀賞」を受賞した地下室と屋上を持つ特性を活かした、防災と日常を両立させた「MultiShelter with Resilience (マルチシェルター・ウィズ・レジリエンス)」を発売しました。また、営業スタイルの変革を図るため、従来型総合展示場への出展の削減、営業所機能を備えた「Best Life コンシェルジュサロン」の新設等を2020年度中に完了しました。

この結果、当連結会計年度の経営成績については、売上高については主として住宅事業の減少により前年比減少となりましたが原価率の改善等により、売上高53,487百万円(前年同期比5.1%減)、営業利益782百万円(前年同期比89.5%増)、経常利益872百万円(前年同期比110.2%増)、親会社株主に帰属する当期純利益509百万円(前年同期比41.8%増)となりました。

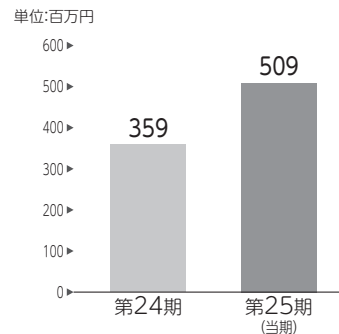
○ 連結売上高



○ 連結経常利益



○ 親会社株主に帰属する連結当期純利益



(セグメント別の概況)

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

戸建住宅におきましては、「ハウス・オブ・ザ・イヤー・イン・エナジー2020」において、6年連続で「優秀賞」を受賞するとともに、「特別優秀企業賞」も4年連続で同時に受賞しております。

また2021年2月より「快適空気おすすめパック」として、最適な換気やウイルス・アレルゲンを抑制することでお家の空気をトコトンきれいにする提案を行っております。なお、戸建住宅におけるZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）比率については75%となりました。今後も同比率の向上に取り組んでまいります。

賃貸・福祉住宅におきましては、工場、倉庫等大型施設へと事業領域を広げるとともに、土地オーナー・事業主・テナントとのマッチング等にも注力しております。また、既存の賃貸住宅においてもZEH仕様の環境に配慮した商品を提案しております。

リフォームにおきましては、コロナ禍により、居住しながらの宅内工事には影響がありましたが、潜在的な需要は多く、ドローンを活用した建物の健康診断システムである「住まいのドック」を活用し、断熱リフォームや太陽光設備の導入等により省エネ、省CO₂化を進めております。

リニューアル流通（既存住宅流通）におきましては、国の既存住宅市場の活性化策もあり年々増加傾向にあり、当社においては、提携不動産会社の情報や当社の情報を当社独自のネットワークシステムで管理し、事業コンセプトである「エコ&セーフティ」のもと、お客様のご希望条件に合う中古住宅の購入・売却をサポートしております。

この結果、当連結会計年度の住宅事業の業績につきましては、売上高21,101百万円（前年同期比13.7%減）、営業損失511百万円（前年同期比228百万円の悪化）となりました。

マンション事業におきましては、当第4四半期において当初予定の8棟が計画通りに竣工しました。中でもファミリータイプの「サンメゾン新金岡レジデンシャル」（大阪府堺市・250戸）につきましては、竣工時完売と販売が好調に推移し、全戸引渡しまで完了いたしました。また従前より開発を進めていた大阪府守口市大日駅前複合再開発エリアにて最後の開発となるシニア向けマンション「サンミット大日」（大阪府守口市・159戸）の販売を開始いたしました。これらにより売上高につきましては前年比微減となりましたが、原価率の改善により営業利益につきましては23.9%の増加となりました。

この結果、当連結会計年度のマンション事業の業績は、売上高28,449百万円（前年同期比0.6%減）、営業利益2,288百万円（前年同期比23.9%増）となりました。

フロンティア事業におきましては、太陽光や蓄電池等のエコ・エネルギー設備、鉄骨構造躯体の販売等の新規事業等を担っており、2021年4月からは新会社「サンヨーアーキテック株式会社」として営業を開始しております。

ライフサポート事業におきましては、マンション管理、介護・保育施設運営等を担っており、近年特に注力している保育事業においては、「サンフレンズ」保育園3施設を2021年4月に開園しております。これらにより、29園（運営受託1園含む）となりました。

「寄り添いロボット」については、医療施設等への販売促進を図るとともに、自立ブース化したパッケージ販売の開発等、更なる改善・改良に努めてまいります。

また、地方創生の分野においては、2021年3月に岡山県備前市において「SAN-シェアオフィス日生」を開業いたしました。今後も地方の地域活性化に貢献するとともに、当社事業の拡大に取り組んでまいります。

この結果、当連結会計年度のその他事業の業績は、売上高3,936百万円（前年同期比20.0%増）、営業損失134百万円（前年同期比17百万円の改善）となりました。

部門別受注高及び売上高

（単位：百万円）

部 門	前期末受注残高	当期受注高	当期売上高	当期末受注残高
住 宅 部 門	10,921	18,877	21,101	8,697
マ ン シ ョ ン 部 門	15,900	21,732	28,449	9,182
そ の 他	—	3,936	3,936	—
合 計	26,822	44,546	53,487	17,880

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において、主として住宅事業における販売体制の強化、その他における保育事業等のために総額232百万円の設備投資を実施しております。なお、設備投資の金額には無形固定資産に対する投資28百万円が含まれております。

セグメント別の設備投資額は次のとおりであります。

（住宅事業）

当連結会計年度においては、50百万円の設備投資を実施しました。

主な内訳は、展示場の改修、コンシェルジュサロンの新設費用等であります。

（マンション事業）

当連結会計年度においては、41百万円の設備投資を実施しました。

主な内訳は、シニアマンションにおける賃貸用資産等であります。

(その他)

当連結会計年度においては、140百万円の設備投資を実施しました。
主な内訳は、保育事業等における建物設備等の建築費用等であります。

③ 資金調達の状況

当社は主な資金調達として、長期借入金による4,600百万円の資金借入、第三者割当による自己株式の処分により195百万円の調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第22期 (2018年3月期)	第23期 (2019年3月期)	第24期 (2020年3月期)	第25期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
売上高 (百万円)	54,117	53,888	56,351	53,487
経常利益 (百万円)	1,911	1,544	415	872
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,243	954	359	509
1株当たり当期純利益 (円)	100.93	77.46	29.78	46.98
総資産 (百万円)	48,043	54,527	57,896	52,611
純資産 (百万円)	16,943	17,570	16,498	16,922
1株当たり純資産額 (円)	1,374.32	1,425.21	1,537.65	1,531.73

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。
2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式については、その計算において控除する自己株式に、役員向け株式給付信託が所有する当社株式を含めております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第22期 (2018年3月期)	第23期 (2019年3月期)	第24期 (2020年3月期)	第25期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
売上高 (百万円)	47,672	46,006	47,468	44,698
経常利益 (百万円)	1,793	1,306	139	784
当期純利益 (百万円)	1,182	845	20	477
1株当たり当期純利益 (円)	96.02	68.61	1.66	44.06
総資産 (百万円)	46,666	52,944	56,380	50,780
純資産 (百万円)	16,335	16,991	15,569	15,969
1株当たり純資産額 (円)	1,325.01	1,378.25	1,451.04	1,445.52

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。
2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式については、その計算において控除する自己株式に、役員向け株式給付信託が所有する当社株式を含めております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
サンヨーリフォーム株式会社	90	100.0	リフォーム工事等の請負等
サンヨーホームズコミュニティ株式会社	50	100.0	マンションの管理受託業務等
サンヨーアーキテック株式会社	50	100.0	住宅の施工、太陽光発電設備等の販売・施工等

(注) 2021年1月にサンヨーアーキテック株式会社を設立いたしました。

(4) 対処すべき課題

次期の住宅業界は、2021年4月に3度目となる新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言が発出される等、経済状況に対する影響は甚大であり、それに伴う不動産価格や住宅需給動向等の不透明な状況が前年度に引き続き想定されます。また、地球温暖化対策に向け、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を「実質ゼロ」とするカーボンニュートラル宣言をするとともに、グリーン成長戦略を発表しています。

このような中、当社グループは、企業価値の更なる向上を目指し、スローガンである「人と地球がよろこぶ住まい」、事業コンセプトである「エコ&セーフティ」を実践し、お客様に寄り添いながら地球環境の保全に努め、ブランド力を強化し持続的成長を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

当社グループは、当社と連結子会社3社で構成され、「For the best life」を経営指針とし、住宅事業（戸建住宅・賃貸福祉住宅・リニューアル流通・住宅リフォームの設計・施工監理及び請負・分譲等）、マンション事業（マンションの開発・販売・賃貸等）を柱とし、総合「住生活」提案企業としてお客様のよりよい人生のために生涯にわたるサポートをめざし事業活動を展開しております。

住宅事業

工場にて住宅部材を製造し、主に4大都市圏（首都圏、中部圏、近畿圏、北九州・福岡大都市圏）において、戸建住宅（プレハブ住宅）、賃貸福祉住宅、リニューアル流通、住宅リフォームの設計・施工監理及び請負・分譲等を行っております。連結子会社のサンヨーリフォーム株式会社は住宅リフォームの設計・施工監理及び請負と、戸建住宅、賃貸福祉住宅の施工を行っております。

マンション事業

主に4大都市圏において、新築及びリノベーションマンションの開発、販売等を行っております。

その他

連結子会社のサンヨーホームズコミュニティ株式会社は、ライフサポート事業として、マンション管理業、保険代理業、保育事業、リハビリ型デイサービス施設の運営等、安心・快適な日常生活をサポートするサービス事業を行っております。また、当社はフロンティア事業として、太陽光システム販売、軽量鉄骨プレハブシステムの架構体OEM供給、軽量鉄骨倉庫の開発・販売等の新規事業、ライフサポート事業として、高齢者の在宅支援として介護系ロボット開発や地方創生に取り組んでおります。

(6) 主要な営業所及び工場（2021年3月31日現在）

① 当社の主要な営業所及び工場

本					社	大阪市西区
支					店	東京支店：東京都千代田区、中部支店：名古屋市千種区 大阪支店：大阪市西区、九州支店：福岡市中央区
マ	ン	シ	ョ	ン	支店	東京支店：東京都千代田区、大阪支店：大阪市西区、 中部営業所：名古屋市千種区、九州営業所：福岡市中央区
P	&	F	本		部	大阪府枚方市

② 子会社

サンヨーリフォーム株式会社	大阪市西区
サンヨーホームズコミュニティ株式会社	大阪市西区
サンヨーアーキテック株式会社	大阪府枚方市

(7) 企業集団の使用人の状況（2021年3月31日現在）

事業区分	使用人数	前期比増減
住宅事業	458（83）名	6名減（10名増）
マンション事業	79（10）名	5名増（5名増）
その他	310（258）名	41名増（55名増）
全社（共通）	37（9）名	4名減（―）
合計	884（360）名	36名増（70名増）

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2021年3月31日現在）

借入先	借入額（百万円）
株式会社北九州銀行	1,900
株式会社南都銀行	1,850
株式会社山口銀行	1,630
株式会社商工組合中央金庫	1,320
株式会社紀陽銀行	1,290

（注）シンジケートローンを除く。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2021年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数40,000,000株
- ② 発行済株式の総数12,620,000株（うち自己株式1,309,741株）
- ③ 単元株式数100株
- ④ 株主数9,832名
- ⑤ 大株主

株 主 名	持 株 数 (千株)	持株比率 (%)
株 式 会 社 L I X I L	3,100	27.41
オ リ ッ ク ス 株 式 会 社	2,100	18.57
関 西 電 力 株 式 会 社	1,530	13.53
セ コ ム 株 式 会 社	1,300	11.49
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行	528	4.67
株 式 会 社 ク レ デ ィ セ ゾ ン	154	1.36
サ ン ヨ ー ホ ー ム ズ 従 業 員 持 株 会	152	1.35
中 島 和 信	126	1.12
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社	118	1.05
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040	54	0.48

- (注) 1. 当社は自己株式を1,309千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
3. 株式会社日本カストディ銀行が所有する当社株式528千株のうち、役員向け株式給付信託が所有する当社株式262千株については、連結計算書類及び計算書類において自己株式として表示しております。

⑥ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交付対象者数
取 締 役 （ 監 査 等 委 員 を 除 く ）	20,878	1

- (注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告27ページ「2. (3) ⑤取締役の報酬等」に記載しております。
2. 上記は、退任した会社役員に対して交付された株式も含めて記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役の状況（2021年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	田 中 康 典	
代表取締役社長	松 岡 久 志	社長執行役員 マンション事業本部長
取締役	美 山 正 人	副社長執行役員 大阪支店長
取締役	田 中 教 二	副社長執行役員 東京支店長
取締役	福 井 江 治	専務執行役員 経営管理本部長 サンヨーリフォーム株式会社監査役 サンヨーホームズコミュニティ株式会社監査役 サンヨーアーキテック株式会社監査役
取締役（監査等委員）	三 和 正 明	
取締役（監査等委員）	藺 吉 輔	株式会社フィナンシャルエージェンシー監査役
取締役（監査等委員）	高 山 和 則	高山公認会計士事務所所長 A&Fコンサルティング株式会社代表取締役 タビオ株式会社社外監査役
取締役（監査等委員）	田 原 祐 子	株式会社ベーシック代表取締役 一般社団法人フレームワーク普及促進協会代表理事 兼松株式会社 社外取締役 学校法人 先端教育機構 社会情報大学院大学 実務教育研究科 教授

- (注) 1. 取締役（監査等委員）三和正明氏、取締役（監査等委員）藺吉輔氏、取締役（監査等委員）高山和則氏、取締役（監査等委員）田原祐子氏は社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）高山和則氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
取締役（監査等委員）高山和則氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しております。
3. 当社は取締役（監査等委員）三和正明氏、取締役（監査等委員）藺吉輔氏、取締役（監査等委員）高山和則氏及び取締役（監査等委員）田原祐子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との連携を図るため、取締役（監査等委員）高山和則氏を監査等委員長として選定しております。
5. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

6. 2021年4月1日の執行体制は下記のとおりです。

氏 名	役 職
田 中 康 典	取 締 役 会 長
松 岡 久 志	代表取締役社長 社長執行役員
美 山 正 人	取締役副社長執行役員
福 井 江 治	取締役専務執行役員
田 中 教 二 (注)	取 締 役
世 良 守	常 務 執 行 役 員
小 路 梅 之	常 務 執 行 役 員
下 井 裕 史	常 務 執 行 役 員

氏 名	役 職
今 川 鉄 也	常 務 執 行 役 員
寺 内 義 雄	常 務 執 行 役 員
細 井 昭 宏	常 務 執 行 役 員
城 戸 雄 弘	常 務 執 行 役 員
松 尾 厚	常 務 執 行 役 員
川 俣 英 俊	執 行 役 員
川 本 洋 史	執 行 役 員

(注) 2021年6月24日付にて取締役を退任し、顧問に就任する予定。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に会社法第423条第1項の行為による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

現在、当社は定款に基づき各取締役（業務執行取締役等である者を除く。）と責任限定契約を締結しております。なお、損害賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。

③ 補償契約の内容の概要

当社は、2021年4月1日より取締役 田中康典、松岡久志、美山正人、福井江治、田中教二、監査等委員である取締役 三和正明、藺吉輔、高山和則、田原祐子の9氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、その職務を行うにつき悪意又は重大な過失があった場合には補償の対象としないこととしております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は全役員（子会社の全役員を含む）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、犯罪行為、不正行為、詐欺行為、又は法令等に違反することを認識しながら行った行為については填補の対象としないこととしております。

⑤ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月5日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を次のとおり決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役及び執行役員の報酬については、持続的な企業価値の向上に資し、また株主利益とも連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、社外取締役を除く取締役及び執行役員の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬として、短期インセンティブの年次賞与、中長期インセンティブの業績連動型株式報酬により構成する。監督機能を担う社外取締役については、その職責を鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

b. 基本報酬の個人別報酬等の決定に関する方針

当社の取締役及び執行役員の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとし、毎月、一定の時期に支給する。

c. 業績連動報酬並びに非金銭報酬等の決定に関する方針

業績連動報酬は、毎年の業績に応じて支給される年次賞与及び株価の変動による利益・リスクを株主の皆様との共有する業績連動型株式報酬により構成する。非金銭報酬等は、業績連動型株式報酬とする。

短期インセンティブである年次賞与は、事業年度ごとのグループ全体の利益、各担当部門等の業績を業績指標（KPI）とし、定量及び定性的個人業績評価等を総合的に勘案し、評価に応じた現金報酬とし、毎年、一定の時期に支給する。

中長期インセンティブかつ非金銭報酬等である業績連動型株式報酬は、連結経常利益の計画達成率を業績指標（KPI）とし、毎年（算定式）役位別基礎ポイント×業績連動支給率にて算出したポイントを付与し、原則、退任時に付与ポイントに基づいて算定される数の株式を交付する。

d. 報酬等割合の決定に関する方針

社外取締役を除く取締役及び執行役員の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、指名・報酬諮問委員会において検討を行う。eの委任を受けた代表取締役社長は指名・報酬諮問委員会の答申内容に従って、取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬：非金銭報酬等＝77%：14%：9%とする（KPIを100%達成の場合）

（注）業績連動報酬等は、役員賞与であり、非金銭報酬等は業績連動型株式報酬

e. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役松岡久志に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬諮問委員会がその妥当性等について確認しております。

□. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞 与	株式報酬	
取締役（監査等委員を除く）	168	136	15	17	8
取 締 役（ 監 査 等 委 員 ） （ う ち 社 外 取 締 役 ）	24 (24)	24	—	—	4 (4)
合 計 （ う ち 社 外 役 員 ）	193 (24)	161	15	17	12 (4)

- （注）1. 上記には、2020年6月25日開催の第24回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（社外取締役を除く）3名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2017年6月28日開催の第21回定時株主総会において、年額300百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、7名です。また、別枠で、取締役（監査等委員を除く）及び執行役員について、2016年6月28日開催の第20回定時株主総会において、業績連動型株式報酬額として当初5年間162百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、5名です。
4. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2015年6月25日開催の第19回定時株主総会において、年額40百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、4名です。
5. 上記、株式報酬は役員株式給付信託に係る、当事業年度における役員株式給付引当金繰入額であります。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役藺吉輔氏は、株式会社フィナンシャルエージェンシー監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役高山和則氏は、高山公認会計士事務所所長、A&Fコンサルティング株式会社代表取締役及びタビオ株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。
- ・取締役田原祐子氏は、株式会社ベーシック代表取締役、一般社団法人フレームワーク普及促進協会代表理事、兼松株式会社社外取締役及び学校法人 先端教育機構 社会情報大学院大学 実務教育研究科 教授であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び
		社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役（監査等委員）	三 和 正 明	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査等委員会13回のうち13回に出席いたしました。長年の企業経営者としての豊富な経験、また、金融・市場に対する専門的見地から、取締役会において、期待される役割である業務執行を行う経営陣から独立した視点からの助言・提言を行っております。また、監査等委員会において、内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員）	藺 吉 輔	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査等委員会13回のうち13回に出席いたしました。長年の企業経営者としての豊富な経験、また、金融・市場に対する専門的見地から、取締役会において、期待される役割である業務執行を行う経営陣から独立した視点からの助言・提言を行っております。また、監査等委員会において、内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員）	高 山 和 則	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回、監査等委員会13回のうち12回に出席いたしました。公認会計士及び税理士としての専門的見地から、取締役会において、期待される役割である取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員）	田 原 祐 子	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査等委員会13回のうち13回に出席いたしました。長年の企業経営者としての豊富な経験、また、営業に対する専門的見地や女性視点から、取締役会において、期待される役割である業務執行を行う経営陣から独立した視点からの助言・提言を行っております。また、監査等委員会において、内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

3. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	47
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	52

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 監査等委員会が会計監査人の報酬等について同意をした理由

監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況の相当性、報酬見積の算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて合理的なものであると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、収益認識に関する会計基準の適用による会計方針の検討に関する助言・指導業務についての対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題として認識しており、将来の企業成長と経営体質強化のための内部留保を確保しつつ、株主の皆様へ継続的に配当を行うことを基本方針としています。

上記方針を踏まえ、当事業年度の利益配当につきましては、自己資本の充実による財務体質の強化はもとより、株主の皆様への利益還元を重視し、年間25円の配当金とさせていただきました。次期の年間配当金につきましては、前年と同額の25円を予定しております。

[illegible]

監查報告

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	48,100,985	流動負債	27,745,783
現金及び預金	8,884,688	支払手形・工事未払金等	6,445,987
受取手形・完成工事未収入金等	1,888,310	短期借入金	13,140,000
有価証券	79,543	1年内返済予定の長期借入金	4,270,000
販売用不動産	16,699,069	未払費用	634,747
仕掛販売用不動産	18,904,793	未払法人税等	278,960
未成工事支出金	176,043	未成工事受入金	883,150
その他のたな卸資産	189,630	前受金	631,390
前払費用	386,387	賞与引当金	393,015
その他	892,550	完成工事補償引当金	90,600
貸倒引当金	△30	その他	977,932
固定資産	4,510,856	固定負債	7,943,663
有形固定資産	2,249,043	長期借入金	5,989,000
建物及び構築物	1,442,291	繰延税金負債	88,636
土地	752,932	役員株式給付引当金	139,754
その他	53,819	役員退職慰労引当金	13,983
無形固定資産	81,442	退職給付に係る負債	1,332,241
ソフトウェア	30,209	その他	380,048
その他	51,232	負債合計	35,689,446
投資その他の資産	2,180,370	(純資産の部)	
投資有価証券	31,340	株主資本	16,936,396
繰延税金資産	696,362	資本金	5,945,162
その他	1,457,336	資本剰余金	3,596,197
貸倒引当金	△4,667	利益剰余金	8,465,977
		自己株式	△1,070,940
		その他の包括利益累計額	△14,001
		退職給付に係る調整累計額	△14,001
		純資産合計	16,922,395
資産合計	52,611,842	負債純資産合計	52,611,842

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		53,487,929
売上原価		43,362,754
売上総利益		10,125,174
販売費及び一般管理費		9,343,158
営業利益		782,016
営業外収益		
受取利息	6,711	
受取賃貸料	37,000	
違約金収入	144,752	
補助金収入	67,319	
助成金収入	49,046	
その他	67,088	371,917
営業外費用		
支払利息	200,329	
支払手数料	36,432	
その他	44,659	281,421
経常利益		872,512
特別損失		
減損損失	64,865	64,865
税金等調整前当期純利益		807,647
法人税、住民税及び事業税	229,369	
法人税等調整額	68,964	298,334
当期純利益		509,313
親会社株主に帰属する当期純利益		509,313

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類／計算書類

監査報告

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月 1 日から)
(2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	5,945,162	3,611,796	8,231,921	△1,297,313	16,491,567
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当			△275,257		△275,257
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			509,313		509,313
自 己 株 式 の 取 得				△21	△21
自 己 株 式 の 処 分		△15,599		226,394	210,795
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額（純額）					—
当連結会計年度変動額合計	—	△15,599	234,055	226,373	444,829
当連結会計年度末残高	5,945,162	3,596,197	8,465,977	△1,070,940	16,936,396

	その他の包括利益累計額		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	△6,204	△6,204	13,030	16,498,392
当連結会計年度変動額				
剰 余 金 の 配 当		—		△275,257
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益		—		509,313
自 己 株 式 の 取 得		—		△21
自 己 株 式 の 処 分		—		210,795
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額（純額）	△7,796	△7,796	△13,030	△20,826
当連結会計年度変動額合計	△7,796	△7,796	△13,030	424,002
当連結会計年度末残高	△14,001	△14,001	—	16,922,395

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	47,037,385	流動負債	27,404,509
現金及び預金	7,783,398	支払手形	1,137,800
受取手形	21,966	工事未払金	4,308,059
完成工事未収入金	893,984	買掛金	243,461
売掛金	224,451	短期借入金	14,140,000
有価証券	79,543	1年内返済予定の長期借入金	4,210,000
販売用不動産	16,699,069	未払金	23,347
仕掛販売用不動産	18,904,793	未払費用	577,028
未成工事支出金	111,711	未払法人税等	245,178
その他のたな卸資産	189,082	未成工事受入金	624,231
前払費用	315,061	前受金	631,345
その他	1,814,322	預り金	873,310
固定資産	3,742,687	賞与引当金	300,146
有形固定資産	1,453,416	完成工事補償引当金	90,600
建物	666,609	固定負債	7,405,595
構築物	7,431	長期借入金	5,749,000
機械及び装置	12,029	退職給付引当金	1,266,131
工具、器具及び備品	14,435	役員株式給付引当金	124,292
土地	752,912	資産除去債務	64,176
無形固定資産	13,787	その他	201,996
ソフトウェア	10,108	負債合計	34,810,105
その他	3,679	(純資産の部)	
投資その他の資産	2,275,482	株主資本	15,969,966
投資有価証券	60	資本金	5,945,162
関係会社株式	290,912	資本剰余金	3,596,197
出資金	240	資本準備金	2,945,162
長期貸付金	59,336	その他資本剰余金	651,035
長期前払費用	386,585	利益剰余金	7,499,547
差入保証金	893,236	その他利益剰余金	7,499,547
繰延税金資産	633,062	繰越利益剰余金	7,499,547
その他の他	16,717	自己株式	△1,070,940
貸倒引当金	△4,667	純資産合計	15,969,966
資産合計	50,780,072	負債純資産合計	50,780,072

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類／計算書類

監査報告

(2020年4月 1 日から)
(2021年3月31日まで)

(単位：千円)

37

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計
当 期 首 残 高	5,945,162	2,945,162	666,634	3,611,796
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				
当 期 純 利 益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			△15,599	△15,599
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	△15,599	△15,599
当 期 末 残 高	5,945,162	2,945,162	651,035	3,596,197

	株 主 資 本				新株予約権	純資産合計
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
	その他利益剰余金	利益剰余金 合 計				
	繰越利益剰余金					
当 期 首 残 高	7,297,139	7,297,139	△1,297,313	15,556,784	13,030	15,569,814
当 期 変 動 額						
剰余金の配当	△275,257	△275,257		△275,257		△275,257
当 期 純 利 益	477,665	477,665		477,665		477,665
自己株式の取得			△21	△21		△21
自己株式の処分			226,394	210,795		210,795
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）				—	△13,030	△13,030
当期変動額合計	202,408	202,408	226,373	413,182	△13,030	400,152
当 期 末 残 高	7,499,547	7,499,547	△1,070,940	15,969,966	—	15,969,966

独立監査人の監査報告書

2021年5月19日

サンヨーホームズ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岡本健一郎 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 桂 雄一郎 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サンヨーホームズ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サンヨーホームズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽

表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年5月19日

サンヨーホームズ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岡本健一郎 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 桂 雄一郎 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サンヨーホームズ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第25期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月20日

サンヨーホームズ株式会社 監査等委員会

監査等委員	三	和	正	明	Ⓔ
監査等委員	藺		吉	輔	Ⓔ
監査等委員	高	山	和	則	Ⓔ
監査等委員	田	原	祐	子	Ⓔ

(注) 監査等委員三和正明、藺吉輔、高山和則、及び田原祐子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類／計算書類

監査報告

MEMO

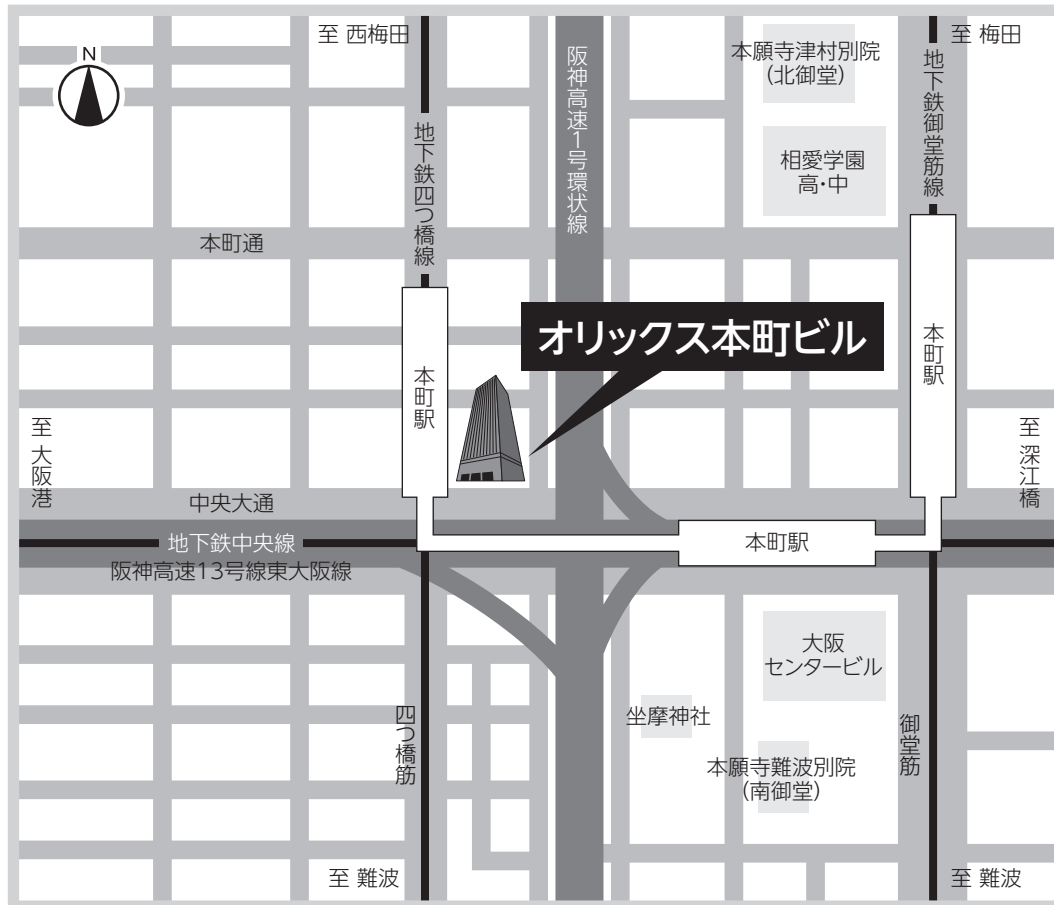
This image shows a full page of white paper with horizontal dotted lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page, providing a guide for handwriting practice. There are no margins, text, or other markings on the page.

監查報告

総会会場のご案内

場 所

大阪市西区西本町一丁目4番1号 オリックス本町ビル3階 会議室2



交 通

地下鉄御堂筋線・中央線・四つ橋線「本町」駅 直結 (⑬、⑳番出口)

サンヨーホームズ株式会社
Sanyo Homes Corporation
大阪市西区西本町一丁目4番1号



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。